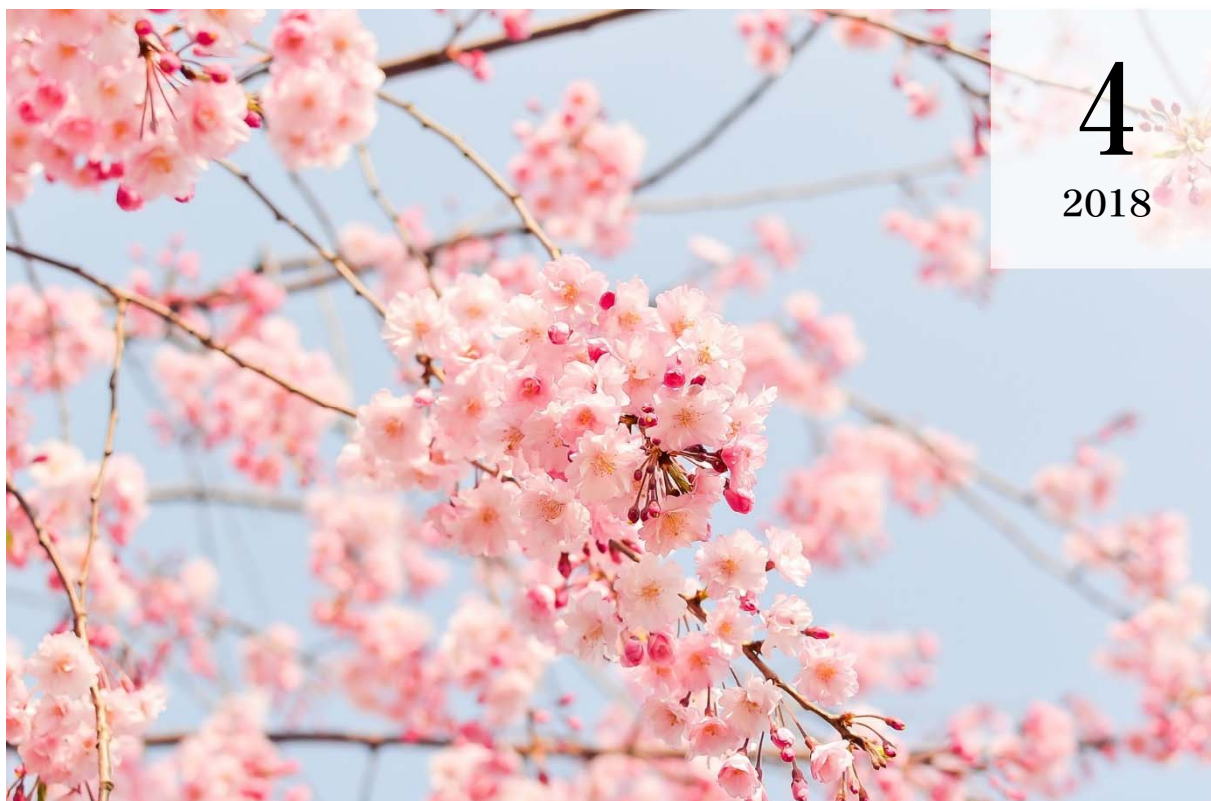


TFS国際税理士法人 News Letter

3月下旬、春休みでノンビリしている息子と娘と、満開の桜を見ながらランチ！飯田橋河岸にある『CANAL CAFE』へ。息子とは大学後の進路について語り合い、娘からは4月から始まる部活の新勧活動について、苦労話を聞いたり・・・なんともものどかな、幸せなひととき。ふと思い出した・・・相田みつおさんの一首。

『子供へ一首 どのような道をどのように歩くとも いのちいっぱい生きればいいぞ』
どのような道であろうとも、子ども達が、自分の望む道をまっすぐに、しっかりと歩いていってくれるだけで、親は幸せ。春の息吹とともに、命いっぱい、歩いていってほしい。



JSKグループ(税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL：03-3225-6400 FAX：03-3225-6405
MAIL：info@tfsnavi.com

納税者と配偶者双方の所得確認を 配偶者控除と配偶者特別控除の改正

平成29年度税制改正により、配偶者の合計所得金額（以下本文内、所得金額）に応じて受けられる配偶者控除、配偶者特別控除が見直されました。これにより30年分から配偶者控除では納税者本人の所得金額に制限が加わり、配偶者特別控除については控除の対象となる配偶者の所得金額が拡大等されました。

対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で下表Aの3つの条件すべてにあてはまる人を行います。この“配偶者”の所得金額に応じて、納税者は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用が受けられます。

配偶者控除

29年分までの配偶者控除は、配偶者の所得金額が38万円以下であれば、所得税の計算上、納税者本人の所得金額に関係なく38万円（年

末時点の配偶者の年齢が70歳以上の場合は48万円）の控除を受けることができました。これが改正で下表Bのとおり、適用を受けることができる納税者の所得金額に上限を設けた上、納税者の所得金額に応じて控除額が逡減する措置が講じられました。

下表Bでお分かりのとおり、今回の改正で影響を受けるのは、納税者自身の所得金額が900万円を超えた場合です。900万円を超えると控除額が逡減し、1,000万円を超えると適用することができなくなりました。

配偶者特別控除

配偶者特別控除は、納税者自身の所得金額が1,000万円以下であることその他、配偶者の所得金額に応じて、所得税の計算上、最高38万円まで控除が受けられるものです。これが改正で配偶者の所得金額の上限が引き上げられた一方で、所得金額が900万円を超える納税者については、控除額が所得金額に応じて逡減します。

A. 「配偶者」の条件

- ・婚姻届が提出されている配偶者であること（つまり、内縁関係者は対象外です）
- ・納税者と生計が一緒であること（一緒に暮らしているかどうかは関係ありません）
- ・青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

B. 配偶者控除（配偶者の合計所得金額38万円（給与のみであれば年収103万円）以下）

適用年分		～平成29年	平成30年～	～平成29年	平成30年～
配偶者	年末時点での年齢	70歳未満		70歳以上	
納税者	合計所得金額 (給与のみの場合の年収)	900万円以下 (1,120万円以下)		38万円	48万円
		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		26万円	32万円
		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)		13万円	16万円
		1,000万円超 (1,220万円超)		—	—

影響を受ける範囲：合計所得金額900万円超

具体的な金額は、下表Cのとおりです。

配偶者の所得金額が76万円以上123万円以下も対象に含まれることになったものの、納税者の所得金額が900万円を超えると配偶者の所得金額との組合せによっては、控除額がこれまでより減少するケースがあります。

なお、住民税においても控除額は異なりますが、同様の改正が31年度から適用されます。

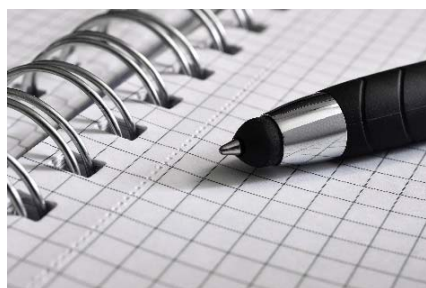
この時期は29年分の確定申告が終わっている頃です。自身の確定申告状況を確認しながら、影響を受ける場合の税額を試算されてはいかがでしょうか。

C. 配偶者特別控除

配偶者		納税者の合計所得金額（参考：給与のみの場合の年収）					
参考：給与のみの場合の年収 (円)	合計所得金額	900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
		～平成29年	平成30年～	～平成29年	平成30年～	～平成29年	平成30年～
1,030,001 ～ 1,049,999	38万円超 40万円未満	38 万円		38 万円		38 万円	
1,050,000 ～ 1,099,999	40万円以上 45万円未満	36 万円		36 万円		36 万円	
1,100,000 ～ 1,149,999	45万円以上 50万円未満	31 万円		31 万円		31 万円	
1,150,000 ～ 1,199,999	50万円以上 55万円未満	26 万円		26 万円		26 万円	
1,200,000 ～ 1,249,999	55万円以上 60万円未満	21 万円		21 万円		21 万円	
1,250,000 ～ 1,299,999	60万円以上 65万円未満	16 万円		16 万円		16 万円	
1,300,000 ～ 1,349,999	65万円以上 70万円未満	11 万円		11 万円		11 万円	
1,350,000 ～ 1,399,999	70万円以上 75万円未満	6 万円		6 万円		6 万円	
1,400,000 ～ 1,409,999	75万円以上 76万円未満	3 万円		3 万円		3 万円	
1,410,000 ～ 1,500,000	76万円以上 85万円以下	—		—		—	
1,500,001 ～ 1,550,000	85万円超 90万円以下	—	36 万円	—	24 万円	—	12 万円
1,550,001 ～ 1,600,000	90万円超 95万円以下	—	31 万円	—	21 万円	—	11 万円
1,600,001 ～ 1,670,000	95万円超 100万円以下	—	26 万円	—	18 万円	—	9 万円
1,670,001 ～ 1,750,000	100万円超 105万円以下	—	21 万円	—	14 万円	—	7 万円
1,750,001 ～ 1,830,000	105万円超 110万円以下	—	16 万円	—	11 万円	—	6 万円
1,830,001 ～ 1,900,000	110万円超 115万円以下	—	11 万円	—	8 万円	—	4 万円
1,900,001 ～ 1,970,000	115万円超 120万円以下	—	6 万円	—	4 万円	—	2 万円
1,970,001 ～ 2,010,000	120万円超 123万円以下	—	3 万円	—	2 万円	—	1 万円
2,010,001 ～	123万円超	—	—	—	—	—	—

影響を受ける範囲：

- ・納税者の合計所得金額900万円以下、かつ、配偶者の合計所得金額40万円以上
- ・納税者の合計所得金額900万円超



平成30年度の労災保険率は変更、 雇用保険料率は据え置き



労働保険（労災保険および雇用保険）の保険料率は、定期的に見直しが行われることになっています。平成30年度の保険料率について正式に決定されましたので、それぞれについて確認しておきましょう。

平成30年度からの労災保険率

労災保険率は3年に1度、その保険率を見直す仕組みがあり、平成30年4月は見直しのタイミングとなります。

今回、下表のとおり変更となります。引上げとなる業種、据え置きの業種、引下げとなる業種が混在しています。

平成30年度の雇用保険料率

雇用保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われます。30年度は弾力条項により、29年度のままで据え置かれました。具体的には、一般の事業で9/1,000、農林水産・清酒製造の事業で11/1,000、建設の事業で12/1,000となり、これを労使で負担することになります。

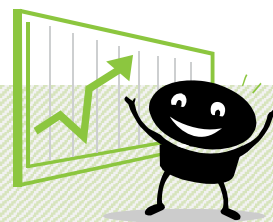
平成30年4月からの労災保険率

業種	保険率	業種	保険率	業種	保険率
林業	60	木材又は木製品製造業	14	船舶製造又は修理業	23
海面漁業	18	パルプ又は紙製造業	6.5	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	印刷又は製本業	3.5	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	化学工業	4.5	その他の製造業	6.5
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	ガラス又はセメント製造業	6	交通運輸事業	4
原油又は天然ガス鉱業	2.5	コンクリート製造業	13	貨物取扱事業	9
採石業	49	陶磁器製品製造業	18	港湾貨物取扱事業	9
その他の鉱業	26	その他の窯業又は土石製品製造業	26	港湾荷役業	13
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	金属精錬業	6.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
道路新設事業	11	非鉄金属精錬業	7	船舶所有者の事業	47
舗装工事業	9	金属材料品製造業	5.5	農業又は海面漁業以外の漁業	13
鉄道又は軌道新設事業	9	鋳物業	16	清掃、火葬又はと畜の事業	13
建築事業	9.5	金属製品製造業又は金属加工業	10	ビルメンテナンス業	5.5
既設建築物設備工事業	12	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	めつき業	7	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
その他の建設事業	15	機械器具製造業	5	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
食料品製造業	6	電気機械器具製造業	2.5	金融業、保険業又は不動産業	2.5
繊維工業又は繊維製品製造業	4	輸送用機械器具製造業	4	その他の各種事業	3

今回、雇用保険料率が据え置きになったことにより、給与計算をする上での料率変更は不要となりますが、30年度の労働保険の年度更新における概算保険料の計算では、新しい労災保険率を利用することになります。誤りのないように注意しましょう。



全体的には増加傾向にある 学歴別初任給



新年度の始まりである4月は、新入社員が加わる時期でもあります。ここでは、新入社員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

産業計は男女とも28年を上回る

厚生労働省の調査結果（※）から、業種別に平成29年の性、学歴別初任給をまとめると、下表のとおりです。産業計は男女ともに、すべての学歴で28年の金額を上回りました。28年も同様で、初任給は2年連続で増加を続けています。なお、大学卒、高専・短大卒、高校卒は28年が過去最高だったことから、29年はそれを更新したことになります。

業種別にみると、建設業や情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業などは、産業計を上回る学歴が多くなっています。反対に、ほとんどの学歴で産業計を下回る業種もあり、業種間の格差がみられます。

人材不足が依然として続く中、新卒採用活動を行う企業は少なくないでしょう。新卒採用を行う企業にとって以下のデータは、採用時の参考になるのではないのでしょうか。

平成29年業種別、性、学歴別初任給（千円）

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計（29年）	233.4	206.1	179.2	162.1	233.6	207.8	180.6	164.2	232.4	204.1	178.4	158.4
産業計（28年）	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
産業計（27年）	228.5	202.0	175.6	160.9	228.5	204.5	177.3	163.4	228.5	198.8	174.6	156.2
鉱業，採石業，砂利採取業	250.8	218.8	-	166.9	251.0	221.1	-	170.0	249.8	214.5	-	149.3
建設業	237.1	208.7	181.7	169.7	236.2	210.9	183.1	171.0	242.3	202.8	178.5	162.1
製造業	230.9	203.2	177.7	162.2	231.4	204.4	178.7	163.5	227.9	200.8	175.5	158.7
電気・ガス・熱供給・水道業	225.7	200.9	180.0	163.0	226.0	200.9	180.0	163.2	224.0	200.9	179.9	161.7
情報通信業	237.4	215.0	189.3	164.6	236.5	214.3	188.1	163.6	240.7	216.4	192.2	165.6
運輸業，郵便業	217.2	195.0	173.6	160.5	216.1	197.3	174.2	160.5	223.6	191.9	173.3	160.6
卸売業，小売業	240.1	207.2	176.4	161.6	241.1	207.3	177.0	164.6	236.7	207.0	175.8	158.7
金融業，保険業	229.5	205.4	170.7	148.8	228.3	210.1	193.4	147.0	233.2	201.9	169.3	148.9
不動産業，物品賃貸業	233.1	210.7	178.1	161.5	233.8	215.9	181.9	166.2	230.7	204.2	176.5	157.6
学術研究，専門・技術サービス業	236.1	213.9	182.6	166.7	237.6	217.0	183.6	168.4	231.1	210.0	181.6	159.2
宿泊業，飲食サービス業	193.7	194.5	168.2	157.6	-	199.7	168.2	159.2	193.7	192.1	168.3	156.9
生活関連サービス業，娯楽業	209.1	207.2	173.3	165.0	227.4	213.8	178.8	169.1	190.9	200.9	171.1	163.7
教育，学習支援業	247.0	206.4	179.2	157.3	244.9	213.9	177.0	164.2	249.7	203.2	179.4	149.2
複合サービス事業	205.1	177.9	158.5	148.3	200.3	177.5	159.3	148.4	224.0	178.6	158.1	148.1
サービス業（他に分類されないもの）	220.6	199.2	175.9	163.5	224.1	200.2	179.3	164.5	210.7	197.7	170.0	160.4

厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

（※）厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した15,903事業所を対象に、初任給が確定している15,378事業所について集計したものです。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/17/index.html>

IPAが情報セキュリティ 10大脅威 2018を決定



今年1月末に仮想通貨の流出事件が発生するなど、情報セキュリティに関する事件や事故は、依然として後を絶ちません。こうした中、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）は1月30日に、「情報セキュリティ10大脅威 2018」を発表しました（※）。

標的型攻撃による情報流出が1位に

上記発表は、2017年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案から、IPAが脅威候補を選出、10大脅威選考会が決定したものです。そのうち「組織」の10大脅威をまとめると、下表のとおりです。1位は「標的型攻撃による情報流出」、2位は「ランサムウェアによる被害」となりました。

「組織」の10大脅威

順位	脅威	昨年順位
1位	標的型攻撃による情報流出	1位
2位	ランサムウェアによる被害	2位
3位	ビジネスメール詐欺	ランク外
4位	脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性の悪用増加	ランク外
5位	セキュリティ人材の不足	ランク外
6位	ウェブサービスからの個人情報の窃取	3位
7位	IoT機器の脆弱性の顕在化	8位
8位	内部不正による情報漏えい	5位
9位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	4位
10位	犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）	9位

IPA「情報セキュリティ10大脅威 2018」より作成

新たに選定された脅威の概要

次に、昨年のランク外から新たに10大脅威に選ばれた、「ビジネスメール詐欺」と「脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性

の悪用増加」の概要をIPA発表資料からご紹介します。

◆ビジネスメール詐欺

「ビジネスメール詐欺」（Business E-mail Compromise：BEC）は巧妙に細工したメールのやりとりにより、企業の担当者を騙し、攻撃者の用意した口座へ送金させる詐欺の手口である。詐欺行為の準備としてウイルス等を悪用し、企業内の従業員の情報が窃取されることもある。これまでは主に海外の組織が被害に遭ってきたが、2016年以降、海外取引をしている国内企業でも被害が確認されている。

◆脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性の悪用増加

脆弱性対策情報の公開は、脆弱性の脅威や対策情報を広く呼び掛けられるメリットがある。一方、その情報を攻撃者に悪用され、対策前のシステムを狙う攻撃が行われている。また、近年では脆弱性情報の公開後、その脆弱性を悪用した攻撃が本格化するまでの時間が短くなっている傾向がある。

情報セキュリティ上の脅威には、様々なものがあります。脅威に関する情報収集を行い、自社に必要な対応策を実施していくことが大切です。

（※）IPA「情報セキュリティ10大脅威 2018」を決定

ここでは組織の10大脅威を取り上げましたが、個人の10大脅威も発表しています。また脅威の概要等については、次のURLのページから確認いただけます。<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2018.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2018年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備
3. 社会保険料の変更
4. 労働契約法第18条による無期転換申込権の発生
5. 労働者名簿の調製
6. 新入社員のオリエンテーション

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成30年は4月16日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。
毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の変更

平成30年4月より労災保険率が改定され、全54業種平均で0.2/1000の引下げ（4.7/1000 → 4.5/1000）となります。30年度の雇用保険料率は、29年度より変更はありません。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の9	1000分の6	1000分の3
農林水産・清酒製造の事業	1000分の11	1000分の7	1000分の4
建設の事業	1000分の12	1000分の8	1000分の4

健康保険料率、介護保険料率も3月分（4月納付分）から変更となります。国民年金保険料は4月より引き下げられ、月額16,340円となります。

4. 労働契約法第18条による無期転換申込権の発生

平成25年4月以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超えると、労働契約法による無期転換申込権が発生します。30年4月以降、権利が発生した従業員への対応が必要です。

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書



2018.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	大安	
2	月	赤口	
3	火	先勝	
4	水	友引	
5	木	先負	清明
6	金	仏滅	
7	土	大安	
8	日	赤口	
9	月	先勝	
10	火	友引	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	先負	
12	木	仏滅	
13	金	大安	
14	土	赤口	
15	日	先勝	
16	月	先負	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
17	火	仏滅	
18	水	大安	
19	木	赤口	
20	金	先勝	穀雨 ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
21	土	友引	
22	日	先負	
23	月	仏滅	
24	火	大安	
25	水	赤口	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
26	木	先勝	
27	金	友引	
28	土	先負	
29	日	仏滅	昭和の日
30	月	大安	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで [以下、5月1日まで] ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告